

◆「新しい川崎」メール版◆
-2026年5月5日第227号-

<目次>

- 南武線ワンマン化の中止を求める熱気あふれる集会
- ◆ 西加瀬巨大物流倉庫建設は、住民の命と暮らしを守る「平穏生活権」の侵害
- ★ お知らせコーナー
 - ① ~5/10 川崎平和館「川崎大空襲記録展」戦時下の市民生活と川崎大空襲
 - ② 5/9~ 川崎郷土市民劇「あるくうた」一九ちゃんに逢いたくてー
 - ③ 5/16 #チェンジ川崎 講演と交流のつどい「森や街路樹の大事な役割」
 - ④ 5/17 第12回おひさまフェス×星空上映会 in かわさき 2026
 - ⑤ 5/20 学習会「水道料金の値上げは必要か？」
 - ⑥ 6/7 平和をきづく市民のつどい
- ★ 編集後記

● 南武線ワンマン化の中止を求める熱気あふれる集会

シンポジウム「南武線のワンマン運転化で何がおこっているか」が4月29日に開かれました。

内容は多岐にわたりますが、

- ① 実際に何が起きているか。
- ② この運動の成果と課題。

に絞って報告します。

<ワンマン化で実際に何が起きているか>

2026年4月1日から28日までの期間で、39件もの遅延があり、1日平均で1.4件起きたこととなります。

最も多い原因が、車内急病人への対処8件と踏切関連8件。

次に、停車時の車両のドアやホームドア関連7件。

また、事故は、向河原駅踏切での人身事故1件、停電事故1件でした。

39 件の遅延のうち、5 分以内の遅延が 12 件。

軽微なトラブルと考えることもできますが、だからと言って見逃していいわけではありません。

労働災害に関するハインリッヒの法則というものがあります。

1 件の重大事故の背景に 29 件の軽微な事故と 300 件のヒヤリハット（事故寸前の事象）が存在する（1:29:300 の法則）というものです。

小さな異常や不安全を見逃さず対策すれば、重大災害を未然に防げるという危機管理の基礎理念です。

そして、問題が深刻なのは、これらの遅延に実際に対処するのは、運転手 1 人だけになっていることです。

国労・中西副委員長は、ワンマン運転手の実態を 3 点報告されました。

- ① 運転手が、車掌の仕事をかねることになり、緊張と疲労がたまり続ける。
- ② 輸送障害、車内トラブル、ホームドアでのトラブルや故障の対応を運転手が一人で担うことが不安。
- ③ 業務負担は増えているのに、運転手の常務手当がなくなり、一律 2 万円に減額され、不満がある。

発言では、実際にホームドアに挟まれてけがをした方が、「いまだに後遺症がある。挟まれたまま、電車が発車するのではないかと恐怖だった。」と報告。

視覚障がい者の方は、「私は視覚障害で車の運転ができないので、移動は電車です。溝の口から武蔵小杉まで通勤しているが、ドアの開閉の安全確認を運転手だけでしているので事故がおきないか不安です」と報告し、安全第一・効率化ノーを訴えました。

<「移動は人権」を求める運動の成果>

2025 年 2 月に、南武線の改善を求めてきた 4 団体が、「南武線のワンマン化の中止を求める川崎市民連絡会」を結成し、それから 1 年余で運動は大きく広がり、JR 東日本も対応を迫られる状況になっています。

2025 年 8 月に、JR 東日本横浜支社が、南武線の遅延はワンマン化が一つの要因であるこ

とを認め「南武線の遅延対策」を発表し、部分的ですがシステム改修を行いました。

誰もが安全に移動するのは権利であり、それを国も自治体も事業者も保証しなければならない。

移動が難しくなるようなサービスの低下を黙ってはいけないことを多くの人に知らせてきた成果です。

主催者は、成果をあげることができたポイントとして2点を強調しています。

① 一人一人のつぶやきを形にして、JR 東日本や国に迫った。

② 「すんでしまったこと」とあきらめず、問題点を追いかけて、ニュースを発行し、署名運動などを続けてきた。

この2点は、市内の様々な住民運動でも、おおいに役立つ教訓ではないでしょうか。(I)

◆ 西加瀬巨大物流倉庫建設は、住民の命と暮らしを守る「平穏生活権」の侵害

～リニア大深度工事学習集會に参加して～

5月2日に麻生市民館で、「リニア大深度工事学習集會」が開催され、NO!リニア大深度工事訴訟の原告代理人の島昭宏弁護士の講演から、「平穏生活権」という新たな人権について学ぶことができました。この平穏生活権は、西加瀬巨大物流倉庫建設問題での大事な旗印になるのではないかと思います。

<島弁護士の主張する「平穏生活権」とは>

新しい人権、平穏生活権は憲法13条に由来します。13条は人間の尊厳、生命、身体、名誉、プライバシーなど個人が平穏に生活する基盤を守る権利です。受忍限度を超えた侵害があった場合に、平穏生活権の侵害が認められます。

島弁護士は、2017年福島原発訴訟での前橋地裁判決を活用します。

この判決では、放射性物質による汚染から免れ、平穏に日常生活を営む権利、「自分が慣れ親しんだ環境で、将来の不安を感じることなく、穏やかに暮らし続けること」が、法的に保護されるべき個人の利益（人格権）であると認めました。

島弁護士は、この原発避難者裁判の考え方をリニア大深度工事差し止め裁判に活用しま

す。

前橋地裁判決は、「目に見えないリスクによって生活の平穏をかき乱されることは、人格権の侵害」という法的武器を市民に与えました。島弁護士は、リニア中央新幹線でも、「一市民の平穏な日常」という最も基本的で尊い権利が、国の大深度法によって踏みにじられてはならない、と主張するのです。

<西加瀬巨大物流倉庫に稼働への不安は平穏生活権の侵害>

島弁護士の平穏生活権主張は、まさに西加瀬の運動が「憲法や人格権に基づいた当然の主張である」という強力な法的・論理的根拠になり、大和ハウスや川崎市に対して平穏生活権を使ってたたかっていけると思います。

そのために、

① 「平穏生活権」を具体的な「被害」として定義する

平穏生活権は「不安なく、穏やかに暮らし続ける権利」です。これを西加瀬の状況に当てはめると、

- ・睡眠の平穏: 夜間のトラック出入りによる騒音・振動は、健康維持に不可欠な睡眠（人格権の根幹）を直接的に侵害する。
- ・安全の平穏: 巨大倉庫による交通量の激増は、通学路や歩行者の安全を脅かし、日常的に「交通事故への恐怖」を抱かせる（精神的平穏の侵害）。
- ・環境の平穏: 排気ガスや光害、ヒートアイランド現象などにより、これまでの居住環境が「受忍限度」を超えて悪化する。

② あらためて「対等な話し合い」を求める

大和ハウスは、「法令（都市計画法や建築基準法）を守っているから問題ない」とし、県の公害紛争調停を打ち切りました。しかし、島弁護士は「法律を守っていても、個人の人格権を侵害していい理由にはならない」と主張します。

「手続き上の合法性」と「住民の権利侵害」は別問題です。

たとえ建築が合法でも、1日中トラックが走り、住民の平穏が破壊されるのであれば、それは人格権かつ平穏生活権の侵害です。

③ 川崎市（行政）の責任を問う

川崎市には、市民の安全で平穏な生活を守る義務があります。
事業者の利益を優先し、住民の平穏を犠牲にするような開発を放置することは、行政としての不作為であり、その責任を追及すべきです。

大和ハウスという巨大な相手に対して、「平穏に暮らす権利」を共有して団結し、運動をどう進めるかを話し合っていきたいと思います。

市古博一（西加瀬巨大物流倉庫を考える住民の会事務局）

★ お知らせコーナー

① 川崎平和館「川崎大空襲記録展」戦時下の市民生活と川崎大空襲

3/7～5/10 まで

川崎市平和館

主催 川崎市平和館

入場無料

② 川崎郷土・市民劇「あるくうた」-九ちゃんに逢いたくて-

5/9・10；多摩市民館

5/16・17；エポックなかはら

お問い合わせ；川崎郷土・市民劇上演実行委員会

044-544-3711

k.shimingeki@gmail.com

[詳しくはこちら](#)

③ #チェンジ川崎 講演と交流のつどい

「森や街路樹の大事な役割」

5/16（土）18：30～20：50

総合自治会館大会議室

お話 加藤颯（あきら）さん（千葉大学大学院准教授）

報告 等々力緑地を守る運動にとりくんで／等々力緑地を守る会

資料代 300円

主催 川崎民主市政をつくる会
連絡先 市古博一 (090-7830-8030)

④ 第12回おひさまフェス×星空上映会 in かわさき 2026

5/17(日)12時～19時半

登戸・二カ領せせらぎ館下河川敷

入場無料・雨天中止

主催；おひさまフェス×星空上映会 in かわさき実行委員会

お問い合わせ；044-722-6766

ohisama.hoshizora@gmail.com

⑤ 学習会「水道料金の値上げは必要か？」

5/20(水)18時半～20時

エポック中原第3会議室

講師 井口まみさん（日本共産党川崎市議）

主催 川崎民主市政をつくる会

連絡先 044-873-8655

⑥ 平和をきづく市民のつどい

6/7（日）10時から15時

会場 川崎市平和館

記念講演 弓狩匡純さん（作家・ジャーナリスト）

主催 「平和をきづく市民のつどい」実行委員会

後援 川崎市、川崎市教育委員会

※ 舞台と展示で、平和をアピールする市民のつどいです。

連絡先 090-1458-3102（柴田）

★編集後記

2026年の憲法記念日に思う

国際展示場駅で降りたホームから大混雑でした。

やっと駅舎を抜けて、人の流れのままに、ゆっくりと有明防災公園の憲法大集会会場へ向かう。

中央舞台が背伸びすれば、かすかに見える場所に空きをみつけてやっと座る。

5月の風がさわやかだ。

集会の最後に主催者から、今日の参加者は5万人をこえたと発表があった。

1947年5月3日に、日本国憲法が制定されてから79年。

東京の中央集会だけでもこれだけの人が「改憲反対、憲法を守り生かせ！」と願い、行動している。

日本国中で、どれだけの「憲法守れ！」の市民アクションが繰り広げられたことだろう。

あらためてすごいことだと感じた。

その行動を支えているのは、一人一人が「日本国憲法は、飾り物ではなく、私たちの日々の生活を守っている」ことを実感しているからではないだろうか。

そんな思いで、この一年、自分の周りを振り返ってみた。

憲法13条にもとづくプライバシー権を根拠に、川崎市が自衛隊に18歳、22歳の個人情報を提供するの、おかしい！提出やめよと陳情した。

県内では、33自治体のうち20自治体が、憲法を守り、名簿提供はしていない。

憲法26条2項「義務教育は無償とする」を掲げて、中学校までの給食の無償化を求める川崎の署名運動は昨年2万人、今年も1万人を超えた。

市議会では継続審議となったが、全国各地の市民運動が国を動かし小学校までの無償化を実現させた。

古いデータだが2024年の文科省発表で、憲法を守り、中学校まで無償化している自治体は、3割を超える。

トランプにノーと言えない高市政権だが、イラン侵略戦争への自衛隊の加担には加わらなかった。

これを止めたのは、憲法9条だということを確認する。

そして、今週第2記事でとりあげた憲法13条に由来する「平穏生存権」は、これからの市民の運動によって、大企業の利益追求を止める力をもっている。

憲法に基づき新たな人権が生まれた。

先月の自民党大会で、高市自民党総裁は、「立党から70年、時はきました。

憲法改正の発議について、なんとか目途が立ったと言える状態で皆さまと来年の党大会を

むかえたい」と述べたという。

日本国憲法は今、最大のピンチを迎えているのも事実です。

日本国憲法施行 79 周年を迎えて、私たちの暮らしとたたかひの現場から、「憲法を守れ」の共同をひろげていきましょう。(I)

☆☆チェンジかわさき！☆☆

川崎民主市政をつくる会

〒211-0011 中原区下沼部 1880

お問い合わせ

mailmag@newkawasaki.jp

公式ホームページ

<https://newkawasaki.jp>

☆☆チェンジかわさき！☆☆